

令和5年7月5日

泉南市議会議長  
森 裕文 様

総務産業常任委員会  
委員長 河部 優

## 総務産業常任委員会 行政視察報告書

下記のとおり行政視察を実施いたしましたので、その概要を報告いたします。

1. 【視 察 日】 令和5年7月3日（月）～令和5年7月4日（火）
2. 【視察参加者】

副委員長	谷 展和	委 員	澁谷 昌子
委 員	大森 和夫	委 員	古谷 公俊
委 員	石橋 正敏	委 員	森 裕文（議長）
3. 【視 察 先】 ①愛知県一宮市 ②愛知県豊田市
4. 【調査事項】 ①包括外部監査制度について  
②包括外部監査制度について

包括外部監査制度とは、  
都道府県、政令指定都市、中核市に実施が義務付けられており、市の財務事務や、  
財政援助等を行っているものについて、包括外部監査人が特定のテーマを決めて  
監査を実施するもの。

### 5. 【視察目的】

包括外部監査制度について、調査研究することにより、本市議議会の政策提案力を高めることを目的とする。

## 6. 【概要】

### 1. 愛知県一宮市

一宮市では、中核市への移行に伴い、令和3年4月から外部監査制度を導入。

#### ○包括外部監査実施に係る年間業務スケジュールについて

- |          |             |
|----------|-------------|
| 4、5月     | テーマを決定      |
| 6月以降     | ヒアリング等を実施   |
| 翌年1月末までに | 内容を確定       |
| 2月       | 監査人から報告を受ける |
- ※措置については、年1回、状況を照会し、監査委員へ通知。

#### ○「包括外部監査結果報告書」について

(市長・議会への報告)

市長及び正副議長に対し、直接、監査人から報告を行う。また、各議員には報告書を配布している。

(市民への情報公開)

地方自治法に基づき、監査委員から公表しており、報告書及び措置状況ともに監査委員事務局のウェブサイトに掲載している。

(報告書に対する措置について)

- ・例年2月頃、監査人から報告書が提出される。その際、監査対象課に対して、翌年度8月頃、措置状況の照会を行うことを事前に通知。
- ・照会は期限(1か月)を設定し、提出された措置内容を行政課で確認、必要に応じて担当課と内容を調整した上で、監査委員へ報告する。
- ・措置状況が未実施のものは、翌年度以降も継続して照会する。
- ・措置の状況については、とりまとめた結果を11月に監査委員へ通知。その後、監査委員による協議を行い、公表、議会へ通知している。

#### ○包括外部監査制度にかかる費用について

監査人との契約金額 令和3年度～5年度 年間 1,188万円以内。

### ○包括外部監査制度を導入した効果について

通常の監査にはない提案や意見があり、事務の改善や経費削減につながることを期待される。

### ○職員の負担軽減に関する取り組みについて

一宮市では、電子決裁を導入しており、データのみ、データと紙の併用、紙のみの3種類の決裁が存在している。監査人が資料を確認する際、データのみ・データと紙の併用決裁については、関係する文書の管理番号を監査対象課から報告してもらい、当該決裁に添付されているデータを行政課でPDF等に変換し監査人へ提供することで、監査対象課の負担を軽減している。



一宮市役所前



視察の様子

## 2. 愛知県豊田市

中核市である豊田市は、外部監査契約が地方自治法で義務付けられており、平成11年度から外部監査が実施されている。

### ○包括外部監査実施に係る年間業務スケジュールについて

- 4月頃
- 外部監査契約の告示及び外部監査人の資格証明書の縦覧（法務課）
  - 外部監査テーマを市広報で募集（法務課）
  - 監査委員事務局と法務課で打ち合わせ（事務分担、スケジュール）
  - 外部監査人と法務課で打ち合わせ
- （スケジュール、業務支援体制、執務記録の管理方法等）

- 補助者協議にかかる資料の提出期限  
 (外部監査人から法務課 法務課から監査委員事務局)  
 外部監査人補助者の協議 (外部監査人から監査委員)  
 監査委員による外部監査人補助者の氏名、住所、期間の告示
- 5月頃 市民からの意見提出情報の報告 (法務課から外部監査人)
- 5～6月 外部監査に係る予備調査の実施  
 包括外部監査人による包括外部監査テーマ選定 (6月中旬までに確定)
- 6月中旬 監査実施計画を作成 (テーマ、監査対象部局、監査対象期間 等)  
 監査実施計画に係る資料の提出期限  
 テーマ決定の庁内通知 (法務課)
- 6月下旬 外部監査人の監査の実施  
 監査資料の作成提出依頼  
 (ヒアリング実施の場合は、外部監査人から関係各課へ連絡、監査委員事務局も協力する)  
 報告書へ記載する内容について、各課との意見交換を随時実施  
 (事実確認やよりよい改善策を提案協議)
- 11月頃 報告書 (案・第1稿) を提出 (外部監査人から法務課へ)
- 11月上旬 必要に応じて第1稿の内容に係る意見交換を依頼  
 (法務課から第1稿の確認を関係課へ依頼⇒外部監査人と関係で調整、意見交換を実施) 校正を繰り返す
- 1月上旬 報告書完成稿を提出 (外部監査人から法務課へ)
- 1月中旬 報告書の印刷製本  
 (市長用は外部監査人が用意。その他庁内配布等は、法務課が用意)
- 1月下旬 外部監査結果報告書の報告 (外部監査人から市長へ) ※直接説明を行う  
 外部監査結果報告書の報告 (外部監査人から監査委員へ) ※直接説明を行う  
 外部監査結果報告書の提出及び報告 (法務課から議会へ資料配布)  
 外部監査結果報告書の報道発表  
 監査委員による外部監査結果報告書の公表 (監査委員事務局)
- 2月中 外部監査の結果報告に基づく措置の通知依頼の準備 (法務課)
- 3月上旬 外部監査の結果報告に基づく措置の通知依頼 (法制課から関係課へ)
- 4月下旬 包括外部監査結果に対する措置内容の報告 (関係各課から法務課へ)
- 5月下旬 監査委員への措置状況の通知、監査委員による措置通知の公表

## ○「包括外部監査結果報告書」について

(市長・議会への報告)

- 議長⇒ **【本編】** 監査結果報告書を提出
- 議員⇒ **【概要版】** 監査結果報告書を提出
- 市議会図書室⇒ **【本編】** 監査結果報告書を配架し、閲覧が可能。

(市民への情報公開)

監査結果報告書については、市ホームページで公表するほか、本庁舎の市政情報コーナーや各支所に配架しており閲覧が可能。

(報告書に対する措置について)

### 1. 措置報告までの事務

- ⇒措置については、法務課において様式を作成し、関係課に対応を検討するよう依頼している。
- ⇒依頼後の特定の日を基準日とし、当該基準日時点での状況を回答いただく。
- ⇒提出期限までに法務課へ提出してもらい、措置内容について法務課において確認。この際、措置内容が適当でないと感じた場合は検討を継続してもらおうケースもあり。
- ⇒措置内容の取りまとめが完了したら、監査委員に報告する。

### 2. 措置報告の取りまとめにおける課題

- ⇒本来は、措置内容の検討について、監査結果報告を受けた年度内に依頼すべきであるが、他の事務の都合もあり、処理が追いつかず課題となっている。

※措置報告は監査委員への報告及び市ウェブサイトで公表しているが、市議会への情報提供は行っていない。

## ○包括外部監査制度にかかる費用について

令和5年度の外部監査における契約金額は、9,438,000円を限度として、別に定める基本費用の額並びに別に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額としている。また、外部監査における契約金額は、事業・事務の最適化を図るため、平成28年度から徐々に減額してきている。

### ○包括外部監査制度を導入した効果について

外部監査の結果報告書において指摘・意見された事項については、その多くが措置対応され、問題が解消されている。

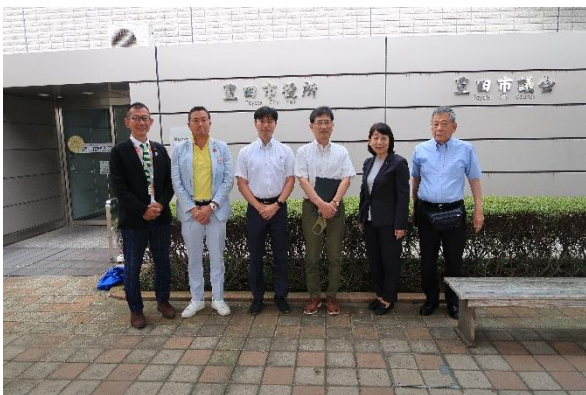
### ○職員の負担軽減に関する取り組みについて

監査実施日について、原則として実施の2週間前までに担当課に連絡し、調整してもらっている。

### 【今後の課題】

中核市である豊田市は、平成11年度から包括外部監査を実施しており、監査を始めてから25年が経つ。監査において、改善が必要となった事業は、改善されるまで、毎年度、どの程度処理がなされたか追跡し続ける。そのような措置を25年間繰り返し行った結果、あらゆる問題が改善され、現在は、監査するテーマが少なく、監査を実施したとしても軽微な指摘しか出てこない状況である。

25年間包括外部監査制度を実施してきた豊田市では、毎年度、監査を実施する必要があるのか、との意見があった。



豊田市役所前



視察の様子

## 7. 【所感】

### ○一宮市の包括外部監査制度について

本市においては令和4年度から包括外部監査制度を導入している。

包括外部監査とは、地方公共団体における監査機能の独自性・専門性の強化を図る観点から、従来の監査委員の機能と併せて、外部の専門家による監査を実施するものであり、毎年、様々なテーマを選定し、テーマに沿った監査を集中的に行うことで、透明性、公正性をより磨き、組織づくりの強化を図れるものと考えている。

今回、一宮市の包括外部監査制度に関する説明を聞いて、中核都市と本市の財政規模、組織体制等の違いはあるが、包括外部監査制度を導入することにより、通常の監査にはない意見や参考にできる提案があり、事務の改善や経費削減につながる事が期待できると感じた。

#### ○豊田市の包括外部監査制度について

包括外部監査制度にかかる費用については、平成28年度から徐々に減額してきており、令和5年度においては、中核都市として最低レベルの費用に抑えている、とのことであった。また、監査結果に対する措置について、毎年度、措置状況を照会し、改善していないものについては、改善するまで追跡し続けるとのことであり、職員への負担が大きいのではないかと感じた。しかし、指摘があるから必ず措置をしなければいけないわけではなく、担当課にヒアリングした結果、措置できない理由によっては不措置となる場合もあった。豊田市における外部監査人は、公認会計士だけでなく、弁護士が外部監査人となったケースもあった。公認会計士と弁護士では物事を捉える視点が違うため、テーマ選定や監査結果も違ってくるとのこと。公認会計士の場合は意見が多く、弁護士の場合は指摘が多くなる傾向があるとのことであった。25年間包括外部監査が実施してきた豊田市では、あらゆる問題が改善されており、やはり包括外部監査制度を導入する意義は大いにあると感じられた。